

【新旧対照表】ジャパン家電修理アシスト 規約

変更前	変更後																																				
ジャパン家電修理アシスト 規約	ジャパン家電修理アシスト 規約																																				
I 総則	I 総則																																				
第1条（規約の適用） （条文省略）	第1条（規約の適用） （現行通り）																																				
第2条（用語の定義） 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	第2条（用語の定義） 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>本サービス （家電修理サポート）</td> <td>条文省略</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>対象機器</td> <td>条文省略</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>利用者</td> <td>当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>利用契約</td> <td>条文省略</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>修理サポート</td> <td>条文省略</td> </tr> </tbody> </table>		用語	定義	①	本サービス （家電修理サポート）	条文省略	②	対象機器	条文省略	③	利用者	当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。	④	利用契約	条文省略	⑤	修理サポート	条文省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>本サービス （家電修理サポート）</td> <td>条文省略</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>対象機器</td> <td>条文省略</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>利用者</td> <td>当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した個人。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>利用契約</td> <td>条文省略</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>修理サポート</td> <td>条文省略</td> </tr> </tbody> </table>		用語	定義	①	本サービス （家電修理サポート）	条文省略	②	対象機器	条文省略	③	利用者	当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した個人。	④	利用契約	条文省略	⑤	修理サポート	条文省略
	用語	定義																																			
①	本サービス （家電修理サポート）	条文省略																																			
②	対象機器	条文省略																																			
③	利用者	当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。																																			
④	利用契約	条文省略																																			
⑤	修理サポート	条文省略																																			
	用語	定義																																			
①	本サービス （家電修理サポート）	条文省略																																			
②	対象機器	条文省略																																			
③	利用者	当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した個人。																																			
④	利用契約	条文省略																																			
⑤	修理サポート	条文省略																																			
第3条（本規約の変更） （条文省略）	第3条（本規約の変更） （現行通り）																																				
第2章 本サービスの提供	第2章 本サービスの提供																																				
第4条（本サービスの提供範囲）から 第7条（本サービスの廃止） （条文省略）	第4条（本サービスの提供範囲）から 第7条（本サービスの廃止） （現行通り）																																				
第3章 本サービスの利用契約の締結等	第3章 本サービスの利用契約の締結等																																				
第8条（利用の申込み・利用契約の締結） （条文省略）	第8条（利用の申込み・利用契約の締結） （現行通り）																																				
第9条（契約期間および提供期間） 1.（条文省略） 2.本サービスの提供期間は、第14条に定める利用料金の発生日（利用契約の締結日の属する月の翌々月1日）以降、利用契約が終了するまでとします。	第9条（契約期間および提供期間） 1.（現行通り） 2.本サービスの提供期間は、第14条（ <u>本サービスの利用料金、算定方法等</u> ）に定める利用料金の発生日（ <u>利用契約の締結日の属する月の翌々月1日</u> ）以降、利用契約が終了するまでとします。																																				
第10条（利用者の報告事項）から 第12条（利用者からの解約） （条文省略）	第10条（利用者の報告事項）から 第12条（利用者からの解約） （現行通り）																																				
第13条（当社からの利用停止・解除） 1.当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部	第13条（当社からの利用停止・解除） 1.当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部																																				

又は全部を停止し、若しくは利用契約を解除することができるものとします。

①本サービスに関する第 14 条に定める利用料金等の支払を一度でも怠ったとき。

②～⑭（条文省略）

⑮その他、当社が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。

⑯前各号に掲げる事項の他、利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたしたとき、又はきたすおそれが生じたとき。

⑰本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。

2.（条文省略）

第 4 章 利用料金・修理サポートの費用等

第 14 条（本サービスの利用料金、算定方法等）
（条文省略）

第 15 条（利用料金等の支払義務等）

1.利用者は、本サービスの提供期間の開始月から利用契約の終了日（終了原因を問いません。）までの期間について、利用料金を支払うものとします。

2～5.（条文省略）

第 16 条（利用料金等の支払方法等） から

第 17 条（期限の利益の喪失）

（条文省略）

第 5 章 利用者の義務等

第 18 条（禁止事項） から

第 21 条（知的財産権）

（条文省略）

又は全部を停止し、若しくは利用契約を解除することができるものとします。

①本サービスに関する第 14 条（本サービスの利用料金、算定方法等）に定める利用料金等の支払を一度でも怠ったとき。

②～⑭（条文省略）

⑮ <削除>

⑯前各号に掲げる事項の他、利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたしたとき、又はきたすおそれが生じたとき。

⑰本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。

2.（現行通り）

第 4 章 利用料金・修理サポートの費用等

第 14 条（本サービスの利用料金、算定方法等）
（現行通り）

第 15 条（利用料金等の支払義務等）

1.利用者は、本サービスの提供期間の開始日から利用契約の終了日（終了原因を問いません。）までの期間について、利用料金を支払うものとします。

2～5.（現行通り）

6.当社は、当社が利用契約に基づき利用者に対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、利用者はあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があり、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとします。

7.前項の場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々が利用者に対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の利用契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべての利用者の情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

第 16 条（利用料金等の支払方法等） から

第 17 条（期限の利益の喪失）

（現行通り）

第 5 章 利用者の義務等

第 18 条（禁止事項） から

第 21 条（知的財産権）

（現行通り）

第6章 個人情報の取扱

第22条 (個人情報の取扱)

(条文省略)

第7章 損害賠償等

第23条 (損害賠償)

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合に、当社又は第三者が被った損害 (逸失利益、訴訟費用および弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。) 等を全額賠償する責任を負うものとします。

第24条 (損害賠償の制限)

1~9. (条文省略)

10. 通信回線や移動体通信機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者が生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

11~13. (条文省略)

第8章 その他

第25条 (通知)

1. (条文省略)

2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日 (但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日) に利用者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で利用者に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWeb サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で本サービス利用者に到達したものとみなすものとします。

3. (条文省略)

第26条 (準拠法) から

第29条 (紛争解決)

(条文省略)

2024年6月1日 制定

- ・「家電修理サポート」の利用契約内容の確認・解約などについてのお問合せ先
- ・「家電修理サポート」に関する有償修理サポート・特典 (利用者の自己負担無く修理・交換品の提供が可能なサービス) およびサービス概要についてのお問合せ先 (条文省略)

第6章 個人情報の取扱

第22条 (個人情報の取扱)

(現行通り)

第7章 損害賠償等

第23条 (損害賠償)

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、利用者は、当社又は第三者が被った損害 (逸失利益、訴訟費用および弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。) 等を全額賠償する責任を負うものとします。

第24条 (損害賠償の制限)

1~9. (現行通り)

10. 通信回線や移動体通信機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して利用者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

11~13. (現行通り)

第8章 その他

第25条 (通知)

1. (現行通り)

2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日 (但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日) に利用者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で利用者に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWeb サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で利用者に到達したものとみなすものとします。

3. (現行通り)

第26条 (準拠法) から

第29条 (紛争解決)

(現行通り)

2024年6月1日 制定

2024年12月1日 改定

- ・「家電修理サポート」の利用契約内容の確認・解約などについてのお問合せ先
- ・「家電修理サポート」に関する有償修理サポート・特典 (利用者の自己負担無く修理・交換品の提供が可能なサービス) およびサービス概要についてのお問合せ先 (現行通り)

別紙 1 本サービスの詳細

■本サービスの利用料金

月額 金 550 円 (税込) /1 利用契約あたり

※本サービスの課金開始は、利用契約の締結日の属する月の翌々月 1 日からになります。

例えば、2024 年 9 月 15 日に利用者^と当社間で利用契約が締結された場合、2024 年 11 月分の利用料金から、当社は利用者に対して請求します。

■本サービスの内容

利用者が所有している家電機器および住宅設備機器（対象機器）に以下に定める故障が生じた場合に、利用者の連絡を受けて、当社所定の修理業者を手配し、有償にて修理サポート（対象機器への修理又は交換品の提供）を行うサービスになります。なお、発送修理の対象となる場合、往復の送料は当社負担となります。

当社は、日本国内に居住または滞在中の利用者のみを対象として、日本国内においてのみ本サービスを提供いたします。ただし、以下の条件を満たさない機器は対象外となります。

◆対象機器から除かれるもの（修理サポート対象外） （条文省略）

■故障の内容

(1)～(3)（条文省略）

(4) 落雷

・・・対象機器が落雷により（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、故障させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

■本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、第 8 条（利用の申込み・利用契約の締結）に定める利用契約の締結日の属する月の翌々月 1 日（提供開始日）から、終了原因を問わず、利用契約が終了するまでの期間とします。

なお、本サービスの対象となる故障の発生時点についてもこれに準じることにします（提供開始日より前の故障は本サービスの適用対象外となります）。

■本サービスの利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

1.（条文省略）

2-1. 発送修理の場合

(4)上記(3)確認の結果、対象機器に本サービスの提供可能な故障が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、修理サポートの提供に際して、当社が求める、下記の必要提出書類を受付窓口に送付し、当社が内容を確認した後、当社の指示に従い、故障した対象機器を送付してください（※利用者は、上記の

別紙 1 本サービスの詳細

■本サービスの利用料金

月額 金 550 円 (税込) /1 利用契約あたり

※本サービスの課金開始は、利用契約の締結日の属する月の翌々月 1 日からになります。

例えば、20xx 年 9 月 15 日に利用者^と当社間で利用契約が締結された場合、20xx 年 11 月分の利用料金から、当社は利用者に対して請求します。
（現行通り）

■本サービスの内容

利用者が所有している家電機器および住宅設備機器（対象機器）に以下に定める故障が生じた場合に、利用者の連絡を受けて、当社所定の修理業者を手配し、有償にて修理サポート（対象機器への修理又は交換品の提供）を行うサービスになります。なお、発送修理の対象となる場合、往復の送料は当社負担となります。

当社は、日本国内に居住または滞在中の利用者のみを対象として、日本国内においてのみ本サービスを提供いたします。ただし、以下のものは対象外となります。

◆対象機器から除かれるもの（修理サポート対象外） （現行通り）

■故障の内容

(1)～(3)（現行通り）

(4) 落雷

・・・対象機器を落雷により（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）、故障させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

■本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、第 8 条（利用の申込み・利用契約の締結）に定める利用契約の締結日の属する月の翌々月 1 日（提供開始日）から、終了原因を問わず、利用契約が終了するまでの期間とします。

なお、本サービスの対象となる故障の発生時点についてもこれに準じることにします（提供開始日より前または利用契約の終了日より後の故障は本サービスの適用対象外となります）。

■本サービスの利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

1.（現行通り）

2-1. 発送修理の場合

(4)上記(3)確認の結果、対象機器に本サービスの提供可能な故障が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、修理サポートの提供に際して、当社が求める、下記の必要提出書類を当社の指示に従い、故障した対象機器に書面を同封して送付してください（※利用者は、上記の他、当社から別途本サービスに関し

他、当社から別途本サービスに関して指示がある場合、それに従うものとします。) 。当該送付に係る送料は、当社負担とします。なお、故障機器の送付に先がけて、利用者は下記の修理依頼前確認を行うものとします。

(5) ~ (7) (条文省略)

2-2. 出張修理の場合

(4) (条文省略)

(5) 上記(4)に従って、当社は、対象機器が設置されている利用者住所にて出張修理を行います。出張修理を行う場合、上記(3)の利用者の対象機器の故障が利用者の事故状況の説明と相違していないかの確認、および故障内容の検証等を行います。修理可能な場合は、利用者に対して修理金額の見積料金を提示します。なお、上記(3)の利用者の機器対象機器の故障が利用者の事故状況の説明と相違すると当社が判断する場合、又は修理不可能な場合には、当社より利用者へ当該事由について通知し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、当社は、本サービスの提供・中止等をするものとします。なお、利用者が、当社による電話又は訪問時において故障に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延又は不能となる場合があります。

(6) ~ (10) (条文省略)

※ (条文省略)

「ジャパン家電修理アシスト」の利用契約内容の確認・解約などについてのお問合せ先
サービスをご契約された代理店にご確認願います。

「ジャパン家電修理アシスト」に関する有償修理サポート・特典
(利用者の自己負担無く修理・交換品の提供が可能なサービス) およびサービス概要についてのお問合せ先
(条文省略)

◆提出必要書類 (条文省略)

◆修理依頼前確認

利用者の当社への送付前に、以下各号に定めるとおり、利用者は、対象機器の設定等を行うものとします(受付窓口にて、利用者へ再度案内することがあります。) 。なお、利用者が下記を行わない場合、当社は、本サービスの提供を行えない場合があります。また、利用者が下記を行わなかった場合に発生するサービスの再依頼費用(送料・出張費用・検証費用等)を含む一切の料金は利用者の負担とするものとします。

①~④ (条文省略)

■修理サポート から

◆修理キャンセル時の費用負担
(条文省略)

◆除外事項

て指示がある場合、それに従うものとします。) 。当該送付に係る送料は、当社負担とします。なお、故障機器の送付に先がけて、利用者は下記の修理依頼前確認を行うものとします。

(5) ~ (7) (現行通り)

2-2. 出張修理の場合 (現行通り)

(4) (現行通り)

(5) 上記(4)に従って、当社は、対象機器が設置されている利用者住所にて出張修理を行います。出張修理を行う場合、上記(3)の利用者の対象機器の故障が利用者の事故状況の説明と相違していないかの確認、および故障内容の検証等を行います。修理可能な場合は、利用者に対して修理金額の見積料金を提示します。なお、上記(3)の利用者の対象機器の故障が利用者の事故状況の説明と相違すると当社が判断する場合、又は修理不可能な場合には、当社より利用者へ当該事由について通知し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、当社は、本サービスの提供・中止等をするものとします。なお、利用者が、当社による電話又は訪問時において故障に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延又は不能となる場合があります。

(6) ~ (10) (現行通り)

※ (現行通り)

「ジャパン家電修理アシスト」の利用契約内容の確認・解約などについてのお問合せ先
「カスタマセンター」

・電話番号：050-2030-4643

・受付時間：10時~18時(年末年始除く)

「ジャパン家電修理アシスト」に関する有償修理サポート・特典
(利用者の自己負担無く修理・交換品の提供が可能なサービス) およびサービス概要についてのお問合せ先
(現行通り)

◆提出必要書類 (現行通り)

◆修理依頼前確認

以下各号に定めるとおり、利用者は、対象機器の設定等を行うものとします(受付窓口にて、利用者へ再度案内することがあります。) 。なお、利用者が下記を行わない場合、当社は、本サービスの提供を行えない場合があります。また、利用者が下記を行わなかった場合に発生するサービスの再依頼費用(送料・出張費用・検証費用等)を含む一切の料金は利用者の負担とするものとします。

①~④ (現行通り)

■修理サポート から

◆修理キャンセル時の費用負担
(現行通り)

◆除外事項

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

①～⑨ (条文省略)

⑩ 本サービスを解約した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。

⑪～⑱ (条文省略)

別紙 2 特典の詳細

■特典の内容および注意事項

・引受保険会社をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を匠ワランティアンドプロテクション株式会社、被保険者を利用者とする商品付帯型動産総合保険契約に基づき、対象機器のうちの特典保証機器について、補償上限金額の範囲内にある限り、利用者の自己負担無しで修理サポートを利用者に提供しません。

■特典保証機器 (条文省略)

◆特典保証機器の条件

①～⑤ (条文省略)

⑥ 出張修理対応の機器

◆特典保証機器から除かれるもの (条文省略)

■特典対象となる故障

(1) (条文省略)

(2) 落下・衝突、その他不測かつ突発的な破損

… 対象機器を利用者の軽過失又は不可抗力 (下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。) により、破損させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

■特典の提供期間

本サービスと同様に利用契約の締結日の属する月の翌々月 1 日から利用契約が終了するまでとします。

なお、特典対象となる故障の発生時点についてもこれに準じることとします (提供開始日より前の故障は本サービスの適用対象外となります)。

■補償上限 (補償対応期間、補償上限金額、補償上限回数) (条文省略)

◆除外事項

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

①～⑱ (条文省略)

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

①～⑨ (現行通り)

⑩ 利用契約が終了した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。

⑪～⑱ (現行通り)

別紙 2 特典の詳細

■特典の内容および注意事項

・引受保険会社をさくら損害保険株式会社 (以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を匠ワランティアンドプロテクション株式会社、被保険者を利用者とする商品付帯型動産総合保険契約に基づき、対象機器のうちの特典保証機器について、補償上限金額の範囲内にある限り、利用者の自己負担無しで修理サポートを利用者に提供します。

■特典保証機器 (現行通り)

◆特典保証機器の条件

①～⑤ (現行通り)

(条文削除)

◆特典保証機器から除かれるもの (現行通り)

■特典対象となる故障

(1) (現行通り)

(2) 落下・衝突、その他不測かつ突発的な破損

… 特典保証機器を利用者の軽過失又は不可抗力 (下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。) により、破損させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

■特典の提供期間

本サービスと同様に利用契約の締結日の属する月の翌々月 1 日から利用契約が終了するまでとします。

なお、特典対象となる故障の発生時点についてもこれに準じることとします (提供開始日より前または利用契約が終了した月の翌月より後の故障は本サービスの適用対象外となります)。

■補償上限 (補償対応期間、補償上限金額、補償上限回数) (現行通り)

◆除外事項

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用者は、利用契約に基づく特典の提供が受けられないものとします。

①～⑱ (現行通り)

⑱ 本サービスに関する契約が終了した日の翌日以降に生じた機器への故障の損害の場合。

⑲ 本サービスを解約した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。

⑳～㉔ (条文省略)

㉕ 機器が展示品等、新品ではない製品として購入した機器である場合。

㉖ 機器が浴室（脱衣所を含みます）に設置してある場合（洗濯機を除く）。

㉗ 本規約に反した場合。

㉘ 利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社が不当であると判断した場合。

㉙ 交換機提供時の故障機器の引取り費用。

㉚ 利用者が申告した故障症状が再現しない場合。

以上

⑱ 利用契約が終了した月の翌月以降に生じた機器への故障の損害の場合。

⑲ 利用契約が終了した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。

⑳～㉔ (現行通り)

(条文削除)

㉕ 機器が浴室（脱衣所を含みます）に設置してある場合（洗濯機を除く）。

㉖ 本規約に反した場合。

㉗ 利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社が不当であると判断した場合。

㉘ 交換機提供時の故障機器の引取り費用。

㉙ 利用者が申告した故障症状が再現しない場合。

以上